

回 (年 度)	問 題
第74回 (6年)	<p>問1 (35点)</p> <p>A社は、家具製造業を営む3月末決算の内国法人であり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となっている。適格請求書の交付に関して、(1)~(3)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。</p> <p>(注) 「適格請求書」の意義及び法令の規定により適格請求書の交付義務が免除される場合について触れる必要はない。</p> <p>(2) A社が令和5年11月に行った次のイ及びロの取引（取引の相手方は課税事業者に該当する。）に関して、消費税の課税関係及び適格請求書の交付の要否について、消費税法に沿って説明しなさい。なお、法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。</p> <p>イ A社は、家具製造業を営む外国法人B社（消費税法上の非居住者に該当する。）に対して、A社が有する意匠権（日本でのみ登録されている。）の通常実施権を許諾し、その許諾料を受領した。</p> <p>ロ A社は、家具販売業を営む外国法人C社（消費税法上の非居住者に該当する。）から依頼を受け、インターネット上のA社のホームページに、C社の販売商品の広告（C社が企画及び制作したものである。）を掲載し、C社から広告掲載料を受領した。</p> <p>(3) A社は、小売業を営む内国法人D社に対して、A社が製造した家具の国内での販売を委託しているところ、D社が受託販売する当該家具を購入した者に対する適格請求書の交付について、消費税法施行令第70条の12第1項《媒介者等による適格請求書の交付の特例》の規定（以下「媒介者交付特例」という。）の適用を受けることを検討している。</p> <p>この媒介者交付特例について、適用を受けるための要件に触れながらその内容を述べるとともに、媒介者交付特例を適用した場合に商品販売の委託者であるA社及び受託者であるD社が法令上行うべき事項について述べなさい。</p>

回 (年 度)	問 題
第74回 (6年)	<p>問2 (15点)</p> <p>消費税に関する(1)～(3)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を消費税法令に沿って簡潔に説明しなさい。</p> <p>(1) 消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》に規定する「基準期間における課税売上高」には、同法第31条第1項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなされるものの対価の額は含まれない。</p> <p>(2) 免税事業者であった課税期間中に国内において行った棚卸資産の課税仕入れについて、課税事業者となる課税期間中に当該課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、消費税法第32条《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定が適用されることはない。</p> <p>(3) 中間申告書を提出すべき事業者が消費税法第43条第1項《仮決算をした場合の中間申告》の規定により仮決算をして中間申告書を提出する場合において、同項第2号《課税標準額に対する消費税額》に掲げる金額から同項第3号《控除されるべき消費税額》に掲げる金額を控除して控除不足額が生じたときは、当該控除不足額につき還付を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">(50点) (答案用紙：5枚)</p>